

【 訪問リハビリテーション 基本サービス費 】

介護報酬単位数(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

			単位数		自己負担額/日
基本単位	20分/回	要支援1	307		325円
		要支援2	307		325円
		要介護1	307		325円
		要介護2	307		325円
		要介護3	307		325円
		要介護4	307		325円
		要介護5	307		325円
	40分/回	要支援1	614		665円
		要支援2	614		665円
		要介護1	614		665円
		要介護2	614		665円
		要介護3	614		665円
		要介護4	614		665円
		要介護5	614		665円
	60分/回	要支援1	921		998円
		要支援2	921		998円
		要介護1	921		998円
		要介護2	921		998円
		要介護3	921		998円
		要介護4	921		998円
		要介護5	921		998円

〈訪問リハビリテーション加算〉

(1単位=10.83円)

事業所の医師がリハ計画書に係る診療を行わない場合 (該当者のみ)	-55円/ 20分につき 1回	リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに、「適切な研修の修了等」をした事業所以外の医師が診療等をした場合
利用開始の属する月から12月を越えて利用した場合 (要支援認定者のみ)	-6円/ 20分につき 1回	受給者数や利用期間及び利用者のADL等を踏まえ、適切なサービス提供とする観点から、介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、利用開始から一定期間が経過した要支援認定者の場合
短期集中リハビリテーション実施加算	218円/日	退院(所)認定より3ヶ月以内に個別にリハビリを行った場合
サービス提供体制加算	7円/ 20分につき 1回	療法士のうち、勤続7年以上の療法士が一定以上、同一法人に勤務する職員がいる場合

★新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増しの経費として	1月の基本単位数に0.1%をかけたもの	令和3年4月～9月末までの間
通常の事業の実施地域を越えて行う交通費		<p>事業の実施地域を越える地点から自宅まで交通費の実費(自動車を使用した場合の交通費は、次の額)を徴収。</p> <p>① 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 300円</p> <p>② 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 500円</p>